

20 総合第 1613 号

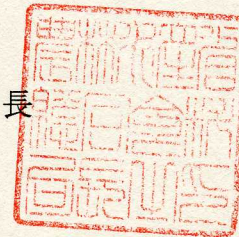
20 消安第 9859 号

平成 20 年 12 月 16 日

(社) 日本冷凍食品協会

会長 浦野 光人 殿

農林水産省総合食料局長



農林水産省消費・安全局長



食品事業者におけるコンプライアンスの徹底について

昨今、JAS法違反の不適正表示事案など、食品事業者に対する消費者の信頼を揺るがすような事案が多発しており、誠に遺憾です。

消費者が日々摂取する食品に関する法令の違反は、消費者の生活の安心を脅かすだけでなく、食品業界全体への信頼の低下にもつながるものであり、消費者の生命・健康に直接関わる食品を取り扱う企業として許されるものではありません。

食品事業者のコンプライアンスの徹底については、本年3月25日に食品事業者団体に対して「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～5つの基本原則～」を会員等企業に周知してその取組を推進するようお願いしたところです。

しかしながら、その後も食品事業者の不祥事が相次いで発生しており、食品業界全体に対して消費者の不信が増幅しかねない状況にあります。こうした現状に鑑み、

国民の食を支える事業者・団体として、食品業界を挙げてJAS法、食品衛生法をはじめとする関係法令の一層の遵守を徹底し、信頼回復に努められるよう改めて要請します。